

様式1

委員会規則第3条第1項に基づく届出書

令和5年1月17日

1. 執行機関の別	1:都道府県知事・市区町村等	▼
	<input type="radio"/> 知事	<input checked="" type="radio"/> 市区町村長等
2. 都道府県名	埼玉県	
3. 市区町村名	新座市	
4. 届出番号	9	
5. 独自利用事務の事例番号	74-1	
6. 独自利用事務の対象者	高校生相当までの児童	
7. 番号法第9条第2項の条例に規定した日	平成27年11月11日	
8. 保護評価の実施の有無	1:有	▼
9. 評価書番号	20	
10. 保護評価書の名称	新座市 こども医療費支給に関する事務 基礎項目評価書	
11. 保護評価書のURLリンク	https://www.ppc.go.jp/mynumber/evaluationSearch/?search=1&kk_type=2&hj_no=&kk_name=%E6%96%B0%E5%BA%A7%E5%B8%82&ev_name=%E3%81%93%E3%81%A9%E3%82%82%E5%8C%BB%E7%99%82&ev_type=2&ev_type=3&ev_type=4&opn_date_from_gengo=5&opn_date_from_year=3&opn_date_from_month=1&opn_date_from_day=1&opn_date_to_gengo=5&opn_date_to_year=4&opn_date_to_month=12&opn_date_to_day=27&count=20	
12. 委任関係		▼

執行機関名 新座市長

子どもの医療費助成に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1) 法定事務	(2) 独自利用事務
①事務の名称	児童手当法による児童手当又は特例給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	新座市子ども医療費支給に関する条例(昭和48年新座市条例第34号)による医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	56	
③番号法別表第2の項	74	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		新座市個人番号の利用に関する条例 別表第一第一の項 新座市子ども医療費支給に関する条例(昭和48年新座市条例第34号)による医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	児童手当法第1条	新座市子ども医療費支給に関する条例第1条
⑥事務の趣旨又は目的	第1条 この法律は、子ども・子育て支援法(平成二十四年法律第六十五号)第七条第一項に規定する子ども・子育て支援の適切な実施を図るため、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、(児童を養育している者)に児童手当を支給することにより、(家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資することを目的とする)。	第1条 この条例は、(子ども)が必要とする医療を容易に受けられるようにするため、子どもに対する医療費の一部を支給することにより、(子どもの保健の向上と福祉の増進を図ることを目的とする)。
⑦独自利用事務の関連規範		新座市子ども医療費支給に関する条例(昭和48年新座市条例第34号) 新座市子ども医療費支給に関する条例施行規則(昭和48年7月7日規則第21号)